



知って得する

法務編



消費者契約法が改正され、契約の取消権の追加等がされます。



消費者契約法が改正され、
契約の取消権の追加等がされます。

栃木県弁護士会 宇都宮中央法律事務所 弁護士 田村 信彦 氏



令和4年6月1日、改正消費者契約法等が公布されました。改正法の施行は一部の規定を除き令和5年6月1日から施行されます。

消費者との間で契約を締結する事業者には、今回の改正による影響、施行前に確認・対応すべき事柄等があることから、今回、ご紹介します。

第1 消費者契約法の制定・改正の経緯、概要

消費者契約法は、平成12年に成立し、平成13年4月から施行された法律です。

契約等の基本原則を定める民法には「契約自由の原則」という原則がありますが、実際には事業者と消費者との間には、情報の質・量、交渉力などに格差があります。これらを原因とする消費者契約トラブルの解消、被害救済等をするため、消費者契約法が制定されました。同法では、事業者と消費者の契約に関し、不当な勧誘による契約の取消しや不当な契約条項の無効等について定めています。

今回の改正は、平成30年に消費者契約法が改正された際、消費者による契約の取消権を拡充する措置を講ずること等を求める附帯決議がされたことに基づくもので、**契約の取消権の追加、免責の範囲が不明確な条項の無効、事業者の努力義務の拡充**等が新たに規定されました。

第2 主な改正内容

1 契約の取消権の追加(第4条3項)

消費者契約に関し、次の場合に、消費者は契約を取り消すことができるようになります。

(1) 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合

これまでは、①消費者が事業者に対して退去すべき旨を伝えたのに、事業者が退去しない場合や、②消費者が勧誘場所から退去する意思を示しても、事業者が消費者を退去させない場合に、契約の取消しが認められていました。

改正により、(1)の条件を満たせば、退去を求めなくても同行して勧誘した段階で契約の取消しが認められるようになります。

(2) 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合

事業者が、消費者が他者への相談の連絡をしようとしているところを脅かすなどして妨害した場合にも、契約の取消しが認められるようになります。

(3) 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合

これまでは、契約締結前に事業者が先に「義務」となることを実施してしまうことで、消費者が契約締結を断れないようにした場合等に契約の取消しを認めていました。消費者庁ホームページに掲載されている消費者契約法の逐条解説には「さお竹屋と話をしたところ、契約前に事業者がさお竹を必要な寸法に切った上で代金を請求してきたので、断ることができず代金を支払ってしまった。」といった例が挙げられています。

今回の改正により、契約前に「義務」となることを実施した場合に限らず、「目的物の現状を変更した場合」にも契約の取消しが認められるようになります。

2 免責の範囲が不明確な条項の無効

事業者の免責条項に関し、事業者側の軽過失(重大な過失を除く過失)による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とされます。

この条項に関しては、消費者庁が公表している「消費者契約法の改正案(概要)」では、以下の例が挙げられています。

(無効となる例) 法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します。

(有効となる例) 軽過失の場合は1万円を上限として賠償します。

利用規約で事業者の免責条項を定めている場合、適用対象が軽過失に限定されているかを確認し、改正法に沿った定めがない場合は、来年6月1日までに利用規約を改正しておく必要があります。

3 事業者の努力義務の追加・拡充

事業者に対し、次の努力義務が新たに課せられます。

- (1) 消費者を勧誘する際、事業者が知ることができた年齢・心身の状態・知識・経験を総合的に考慮して、消費者に対して情報提供すること。
これまでの規制に加え、法改正により「年齢」と「心身の状態」も考慮すべきこととされました。
- (2) 事業者が定型約款を用いた取引の勧誘をするときは、定型約款の内容を容易に知り得るようにしていた場合を除き、事業者に対し、定型約款の表示請求をするために必要な情報を提供すること。
- (3) 消費者から求めがあった場合、事業者に対し、消費者の契約解除権の行使に関して必要な情報を提供すること。
- (4) 事業者が消費者に対して違約金(解約料)等を請求する場合、消費者から説明を求められたときは、違約金等の算定根拠の概要を説明すること。

以上の(1)から(4)は、いずれも努力義務ですが、消費者契約法上の努力義務を考慮事項に加えた上で、事業者が信義則上の告知・説明義務を負う、として不法行為責任を認めた事例(名古屋地裁平成28年1月21日判決)もありますので、注意が必要です。

4 消費者裁判手続特例法の改正

消費者契約法の改正と併せて、消費者被害を集団的に回復する裁判手続を定めた平成28年に施行された消費者裁判手続特例法も改正されました。

消費者裁判手続は、平成28年に創設されて以降あまり活用されてきませんでした(5年間で訴訟4件)が、活用が広がるよう対象範囲が拡大されるなどしました。

この改正については、令和5年12月1日までに施行されます。